会第116号 平成23年2月15日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察建築設計委託要領の制定について (通達)

このたび、国土交通省告示第15号(平成21年1月7日付け)により、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されたことに伴い、県において岐阜県公共建築設計業務委託共通仕様書等が新たに整備されたことから、岐阜県警察建築設計委託要領(平成11年12月1日付け会発第742号)を廃止し、新たに別添のとおり「岐阜県警察建築設計委託要領」を制定し、平成23年3月1日から施行することとしたので誤りのないようにされたい

岐阜県警察建築設計委託要領

### 1 目的

この要領は、岐阜県警察本部及び警察署が発注する建築工事(設備工事を含む。)の設計、工事監理及び設計意図伝達業務(以下「設計等業務」という。)の委託について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 定義

- (1) 設計とは、設計図書の作成をいう。
- (2) 工事監理とは、工事を設計図書と照合及び確認することをいう。
- (3) 設計意図伝達とは、工事施工段階において設計者が設計意図を正確に伝えることをいう。
- (4) 委託とは、設計等業務を民法(明治29年法律第89号)第656条の規定により委任することをいう。
- (5) 委託料とは、設計等業務に対する報酬をいう。
- (6) 受託者とは、設計等業務を受託させようとする予定者をいう。
- (7) 競争入札方式とは、入札参加者を選定し、又は入札参加資格要件を定め 入札参加者を募り、金額の多少によって決定する方法をいう。
- (8) プロポーザル方式とは、技術提案書等の提出を求め、設計者を決定する方法をいう。
- (9) 見積り方式とは、受託者を選定して、見積書を徴収し、その金額の多少によって決定する方法をいう。
- (10) 事業担当所属長とは、施設、職員住宅等の整備計画を所掌する所属の長 をいう。
- 3 設計等業務の内容及び範囲

委託に付する設計等業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次のとおりとする。

- (1) 一般業務の内容は、設計業務が国土交通省告示第 15 号(平成 21 年 1 月 7 日付け。以下「告示」という。)別添 1 第 1 項 1 及び 2 に掲げるもの、工事監理業務が告示別添 1 第 2 項に掲げるもの、設計意図伝達業務が告示別添 1 第 1 項 3 に掲げるものとし、範囲は、設計業務が岐阜県建築設計業務委託共通仕様書に規定する特記仕様書(以下「設計特記仕様書」という。)、工事監理業務が岐阜県建築工事監理業務委託共通仕様書に規定する特記仕様書(以下「工事監理特記仕様書」という。)によるもの、設計意図伝達業務が工事監理特記仕様書に基づくものとする。
- (2) 追加業務の内容及び範囲は、設計特記仕様書及び工事監理特記仕様書によるものとする。

### 4 委託料

設計等業務の委託料(以下「委託料」という。)の算定に当たり、積算方法は、岐阜県公共建築課設計業務等積算基準(以下「積算基準」という。)を、委託料の積算に必要な業務人・時間数等は、岐阜県公共建築課設計業務等積算要領(以下「積算要領」という。)を準用するものとし、委託料は積算基準により算定した金額とする。ただし、積算基準中、直接人件費単価については、積算要領に規定する直接人件費の単価を採用するものとする。

5 受託者選定方式

設計等業務を委託するに当たっては、公平性、客観性及び透明性を確保し、かつ、低廉性及び競争性を図り、設計業務の目的及び内容に最も適した方式によることとする。 また、設計、工事監理及び設計意図伝達を円滑かつ迅速に行うため、次の方式の中から選ぶものとする。

### (1) 競争入札方式

## ア 指名競争入札方式

警察施設のうち、交番、駐在所、戸建て宿舎等の新築、警察署の増築、これらの改修等に適用する。

なお、受託者の選定方法は、6の受託者の選定基準によるものとする。

# イ 一般競争入札方式

警察施設のうち、集合宿舎、分庁舎等の新築に適用する。

なお、一般競争入札に関する事務手続は、「岐阜県警察建設工事一般競争入札事務処理要領」(平成30年12月19日付け会第585号)により行うものとする。

## (2) プロポーザル方式

設計者の発想能力、設計能力、豊富な経験等を設計図書に生かすことを期待できる警察署又は大規模警察施設の新築(工事監理及び設計意図伝達は除く。)に適用できるものとする。ただし、事業担当所属長は、プロポーザル方式を適用する必要があると認めるときは、岐阜県警察処務規程(平成 14 年岐阜県警察訓令第3号)に定める部長会議に諮り、意見を求めるものとする。

なお、プロポーザル方式の適用が決定した場合の事務手続は「岐阜県公募型プロポーザル方式事務処理基準」(平成 23 年 11 月 8 日付け出第 262 号)により行うものとする。

### (3) 見積り方式

岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号)第140条の2の規定により、随意契約によることができる少額の契約及び設計意図伝達業務に適用するものとする。

### 6 受託者の選定基準

選定する業者数は、2名以上とする。ただし、設計意図伝達業務は適用しない。

# 7 その他

この要領に定めのない事項については、必要により、警察本部長が決定する。

附 則 (平成 23 年 2 月 15 日付け会第 116 号)

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 23 日付け会第 157 号)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月4日付け会第376号)

この要領は、令和元年7月4日から施行する。

### 別紙

岐阜県警察建築設計受託者選定基準

#### 1 目的

この基準は、岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領(平成13年4月 1日付け工検第11号。以下「県要領」という。)第4の規定に基づき、設計 等業務の受託者選定に必要な事項を定める。

2 設計事務所の評価

設計事務所の評価は、建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領(平成6年建設省厚契第16号。以下「算定要領」という。)に準じ、設計事務所の順列については、算定要領により総務室会計課が算出した総合点数を暫定的に使用する。

- 3 受託者選定基準
- (1) 岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領の運用基準(平成7年3月 31日付け監第772号)1に該当する場合は、選定しないものとする。
- (2) 当該設計等業務と同様の用途、構造、規模等について、相当の実績があること。
- (3) 事務所の所在地、当該地域での設計実績等から見て、当該地域における 設計の地域特性に精通し、用途、建築物規模等に応じて当該設計を確実か つ円滑に実施できる体制が確保できること。
- (4) 設計等業務の手持ち状況から見て、当該設計等業務を実施する能力があること。
- (5) 次に該当する技術者等を有していること。
  - ア 委託予定の設計等業務内容に応じて、当該設計及び工事監理を実施するに足りる有資格者の技術職員が確保できると認められること。
  - イ 設計又は工事監理を専門の事業としていること。
  - ウ 大規模建築物の特殊又は高度の能力を必要とする設計及び工事監理に あっては、当該設計等業務に必要な能力の実績を有すること。
- 4 設計等業務委託に係る選定業者数
- (1) 指名競争入札による場合

選定業者数は、おおむね次のとおりとする。

委託予定額 業務別	10,000千円以上	10,000千円未満 ~5,000千円以上	5,000千円未満 ~1,000千円以上	1,000千円未満 ~100千円以上
建築設計 工事監理	12 名以上	10 名以上	8名以上	5名以上
設備設計	7名以上	6名以上	5名以上	5名以上

(2) プロポーザル方式の場合

「岐阜県公募型プロポーザル方式事務処理基準」(平成 23 年 11 月 8 日 付け出第 262 号) によるものとする。

(3) 見積り方式の場合

選定する業者数は、2名以上とする。ただし、設計意図伝達業務は適用 しない。

- 5 共同企業体
- (1) 県外受託候補者が設計等業務を行う場合は、原則として、県内受託候補者との共同企業体とする。
- (2) 県内受託候補者の選定基準は、3及び4に準じるものとする。